

東部地区における小児救急医療体制の一部変更について

将来にわたり、持続可能な小児救急医療提供体制の確保を図るため、このたび、徳島県立中央病院を「小児救急医療拠点病院」として整備し、平成25年4月1日から「東部地区の診療体制」を次のとおり変更します。（※東部地区の輪番体制は廃止）。

休日や夜間に救急医療を必要とする方や小児科医の勤務の負担を軽減するため、休日や夜間の急病には、「#8000こども救急電話相談」でご相談ください。

診療が必要なときは、まず、最寄りの医療機関かかりつけ医や徳島市夜間休日急病診療所での受診をお願いいたします。

◆東部地区

徳島市，鳴門市，板野郡，名東郡，名西郡，吉野川市，阿波市

<初期救急医療体制>

◆平成25年4月1日からの体制（■が今回の変更内容）

	月	火	水	木	金	土	日	祝休日
8:30	最寄りの医療機関を受診して下さい						○「夜間休日診」 9:00-17:00 ※	○「夜間休日診」 9:00-17:00
18:00 19:30	○徳島市夜間休日急病診療所(略:「夜間休日診」)						○「夜間休日診」 18:00-22:30	○「夜間休日診」 18:00-22:30
22:30 翌日8:30	○県立中央病院							○県立中央病院

※ 日曜日は、当面、  
・麻植協同病院（2・4週のみ（診療時間：9:00～17:30））  
・阿波病院（1・3・5週のみ（診療時間：病院にお問い合わせください））  
が、かかりつけ患者等の診療を行います。

<月～土> 8:30～19:30 最寄りの医療機関  
19:30～22:30 徳島市夜間休日急病診療所  
22:30～翌8:30 県立中央病院

<日・祝日> 9:00～17:00 徳島市夜間休日急病診療所  
18:00～22:30 徳島市夜間休日急病診療所  
22:30～翌8:30 県立中央病院

<紹介患者及び救急搬送患者の受入体制>

県立中央病院で受入を行います

<参考> 現在の体制

	月	火	水	木	金	土	日	祝休日	
8:30	最寄りの医療機関を受診して下さい							○「夜間休日診」 9:00-17:00 △徳島市民 8:30-17:00	○「夜間休日診」 9:00-17:00
18:00								○鳴門病院 8:30-17:30	
19:30								○麻植協同 2・4週のみ 8:30-17:30 ○阿波病院 1・3・5週のみ 8:30-17:30	
22:30	○徳島市夜間休日急病診療所（略：「夜間休日診」）							○「夜間休日診」 18:00-22:30	○「夜間休日診」 18:00-22:30
翌日8:30	○県中	○県中	△市民	○県中	△市民	○県中	○県中	曜日の輪番病院	

○：小児科医が対応します

△：一般救急体制の中で小児科医が診察します